ぎふ女性経営者懇談会設置要綱 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条から第3条まで 略	第1条から第3条まで 略
(期間) 第4条 懇談会の設置期間は、 <u>令和6年</u> 3月末までとする。ただ し、知事はその期間を更新することができる。	(期間) 第4条 懇談会の設置期間は、 <u>令和5年</u> 3月末までとする。ただ し、知事はその期間を更新することができる。
第5条及び第6条 略	第5条及び第6条 略
附則略	附則略
<u>附 則</u> この要綱は、令和5年4月1日から施行する。	